

平成30年度  
越谷市立病院運営審議会

平成31年(2019年)3月29日(金)

～ 市立病院 西棟3階 第2・3会議室 ～

## 目 次

市立病院運営審議会委員名簿 . . . . .	1
越谷市立病院運営審議会条例 . . . . .	2
議事 . . . . .	
1 第五期中期経営計画（案）について . . . . .	別冊

# 市立病院運営審議会委嘱者名簿

(敬称略、順不同)

No.	氏名	選出区分	選出団体	備考
1	トサカ カオル 登坂 薫	第1号委員 (医師代表)	市医師会	登坂耳鼻咽喉科医院
2	ハラ スナオ 原 直	〃	〃	ハラクリニック
3	オオコシ キョウジ 大越 恭二	〃	〃	大越医院
4	サメジマ ヒロタケ 鮫島 弘武	〃	〃	さめしま整形外科
5	マツモト ヨシヒサ 松本 佳久	〃	〃	松本クリニック
6	マツダ シゲゾウ 松田 繁三	〃	〃	松田整形外科
7	アサクラ タカハル 朝倉 隆晴	〃	〃	ひまわりクリニック
8	イチカワ ジュンジ 市川 純二	〃	〃	市川胃腸科外科病院
9	アマクサ タイリク 天草 大陸	〃	〃	リハビリテーション天草病院
10	オオサワ ショウタロウ 大沢 昌太郎	第2号委員 (受益者)	市自治会連合会	
11	タカハシ カズアキ 高橋 和明	〃	市PTA連合会	
12	ムラタ キ イチ 村田 奇一	〃	越谷商工会議所	
13	チクゴ ユキエ 筑後 幸恵	〃	埼玉県立大学	
14	ツジ マスミ 辻 真須美	〃	市介護保険サービス事業者連絡協議会	
15	フジタ テルコ 藤田 照子	〃	市薬剤師会	
16	トバリ ジュンコ 戸張 純子	〃	市農業協同組合	
17	オガワ ケイスケ 小川 恵介	〃	市歯科医師会	小川歯科医院
18	ムラヤマ カツヨ 村山 勝代	〃	市民生委員・児童委員協議会	

○越谷市立病院運営審議会条例

昭和50年12月24日

条例第48号

改正 平成12年4月11日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、越谷市立病院運営審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市立病院の管理運営に関する基本計画の策定及び実施に関し、必要な調査、研究及び審議を行わせるため、越谷市立病院運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師を代表する者 9人以内

(2) 受益者 9人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、次の場合においてその都度開催する。

(1) 市長の諮問があつたとき。

(2) 建議のため委員の3分の1以上の委員より審議会の開催要求があつたとき。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市立病院事務部庶務課において所掌する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が審議会にはかつて別に定める。

附 則

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第30号）抄

この条例は、公布の日から施行する。